平成２４年（フ）第３３０号
岡山市南区浜野４丁目21番25号　プリムローズＣ203号、旧住所岡山市中区桜橋２丁目２番21号
破産者　従野　　久
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６３４号
札幌市東区北28条東21丁目２番10号　アーバンハウス402号
破産者　栃内　法久
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８４２号
札幌市北区屯田７条10丁目５番16―103号
破産者　小林　　務
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６１号
札幌市東区北49条東13丁目２番14号　サンパティック・メゾン栄Ｂ101号
破産者　近藤　雅廣
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８５号
青森県上北郡横浜町字鶏沢54番地
破産者　新渡みわ子
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
宮城県岩沼市栄町２丁目２番15号、従前の住所宮城県岩沼市館下１丁目２番４―103号
破産者　星　　節男
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目19番23号
破産者　佐谷戸　武
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３３０号
静岡県磐田市小立野204番地２　エルディム小立野207、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市富丘50番地３
破産者　中村　省司
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３５９号
静岡県袋井市愛野東２丁目５番地の６　ＳＴＡＴＩＯＮＦＲＯＮＴ301号室
破産者　澤柳里江子
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３７７６号
愛知県春日井市如意申町７丁目９番地12
破産者　原　　大輔
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０５８号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字上家左川125番地の６、開始決定時の住所愛知県大府市月見町５丁目153番地　グレイス田中２Ｂ号
破産者　原田　祥子
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９８３号
愛知県稲沢市下津長田町84番地　プールボヌールＡ―202、申立時の住所愛知県稲沢市下津北山１丁目１番地　エムズシティ稲沢909
破産者　髙橋　良輔
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５９号
神戸市中央区花隈町５番21―418号、従前の住所兵庫県明石市二見町西二見89番地の２
破産者　髙橋測量登記事務所こと　髙橋　　了
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１６号
神戸市西区白水１丁目14番10―205号、開始決定時の住所神戸市垂水区学が丘１丁目17番29号
破産者　山崎　　勲
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２６号
大分市大字津守823番地の１　サンコーポＢ306、開始決定時の住所大分市下郡南１丁目７番23号
破産者　小野　義一
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２４号
沖縄県那覇市松川３丁目15番35号　丸昌アパート302
破産者　大田　文子
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部